

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月27日

飯山市長 足立 正則

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

飯山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- ・当地域は市街化区域の割合が高く、担い手も少ないため、近隣の地域を含めて担い手の掘り起しを行う。
- ・新規就農者の掘り起しを行う。
- ・水稻、畑作、果樹など、担い手に対する農地の集積・集約化を協議していく。